平成２２年（フ）第８号
静岡市駿河区東新田１丁目１番27―101号
債務者　梅野　富夫
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８０号
静岡県島田市南２丁目11番３号、旧住所静岡県島田市道悦２丁目18番８号
債務者　齋藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８号
静岡市葵区上土２丁目13番15号
債務者　小川地江子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７号
静岡県焼津市下小杉1346番地の２
債務者　川村　博巳
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３号
静岡県藤枝市前島２丁目26番14号　レオパレスクレール103号、旧住所静岡県焼津市高新田2407番地の５　フローレンス101号室
債務者　浜野壽美世
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３４号
静岡市葵区西草深町３番22号　スンプハイツ204号
債務者　酒井　芙蓉
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
静岡県藤枝市青葉町４丁目６番36号　シャトーふじ102号
債務者　石田たか子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８２２号
埼玉県蓮田市大字駒崎4204番地13、商業登記簿上の本店所在地埼玉県上尾市須ヶ谷１丁目161番11
破産者　有限会社エルドラード
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５５号
埼玉県川口市大字安行原1391番地の１
破産者　株式会社ダイショウロジスティクス
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第７０号
宮崎県日南市西弁分３丁目３番地８
破産者　株式会社山下組
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第４１６号
沖縄県浦添市港川１丁目32番７―207号　クレセール港川
破産者　有限会社テル設計
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１８８０号
仙台市太白区大野田３丁目１番25号　大野田ビル102
破産者　菅原百合香
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
宮城県遠田郡美里町木間塚字土手合９番地の２
破産者　有限会社テツパーツアンドアクセサリーズ
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉２丁目９番１号
破産者　野村建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第３０１号
名古屋市中村区東宿町２丁目５番地
破産者　安藤製菓株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４４号
愛知県半田市星崎町２丁目207番地の２
破産者　魚福本店株式会社
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２０７号
名古屋市守山区大森５丁目2107番地
破産者　有限会社直実業
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２５３号
愛知県小牧市中央４丁目90番地
破産者　株式会社クニエダ
1　決定年月日　平成22年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部